

## 熊本県情報公開審査会の答申(平成18年10月5日付け答申第90号)の概要

### 1 事案の概要

- (1) 平成16年8月27日、熊本県公安委員会(以下「実施機関」という。)に対し、懲戒処分請求勧告状に関する調査記録の開示請求があった。
- (2) 平成16年9月27日、この開示請求に対して実施機関は、熊本県情報公開条例(以下「条例」)に基づき、本件請求文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるので、条例第10条に該当することを理由に、本件請求文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する趣旨の不開示の決定を行った。
- (3) 平成16年10月12日 不開示決定に対する異議申立て
- (4) 平成16年12月27日 実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

### 2 主な争点

本件請求文書の存否について回答すれば、条例第7条第2号(個人情報)等に規定する不開示情報を開示することとなると認められるか。

### 3 当事者の主張の要旨

不服申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>①調査の結果に至った客観的な根拠が何であるのか明確に示すべきである。</p> <p>②不開示決定通知書には、条例第10条に該当と指摘されているだけで何を指定したものであるのか全く不明で、不適法であり、適正な開示を求める。</p>	<p>①本件開示請求は、開示請求者本人に関する個人情報の開示を求めるものであり、同請求から、特定の個人が実施機関に対して勧告状を出したこと等の事実が認められる。この事実の有無は、条例第7条第2号に規定された個人に関する情報であるうえ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。</p> <p>②本件請求文書の有無を回答することは、苦情申出等への適切な対応を困難にし、ひいては実施機関への苦情申出制度そのものを形骸化させるなどの支障を発生させるおそれがあると認められることから同条第6号に該当する。</p> <p>よって、条例第10条の規定に基づき本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。</p>

### 4 答申の概要

#### (1) 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

## (2) 審査会の判断の要旨

開示請求書によれば本件開示請求は、懲戒処分請求の勧告状を提出した開示請求者が、この勧告状に対して実施機関から受け取ったという文書に係る調査記録文書の開示を求めたものであると認められる。

本件開示請求の内容はこのようなものであり、本件請求文書の存否を明らかにして開示・不開示を判断することは、実施機関が懲戒処分請求の勧告状を受けて調査を実施しているという事実、ひいては特定の個人が実施機関に勧告状を提出し、これに対する文書を受け取っているという事実があるか否かを明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

そして、このような特定の個人が勧告状を提出している等という事実の有無は、それ自体が個人に関する情報であり、条例第7条第2号の不開示情報に該当することは明らかである。また、同号ただし書に掲げる情報にも該当しないと認められる。

以上のおおりにあり、本件請求文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求は、条例第10条に該当すると認められる。

諮問実施機関	: 熊本県公安委員会
諮問日	: 平成16年12月27日
答申日	: 平成18年10月5日(答申第90号)
事案名	: 苦情申出に関する調査結果の不開示決定(存否 応答拒否)に関する件(平成16年諮問第13 1号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県公安委員会(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書(以下「本件請求文書」という。)について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成16年8月27日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、「平成〇〇年〇月〇〇日付け(同月〇〇日受取る。)  
「熊公委第〇〇〇号」の「懲戒処分請求勧告状」の返却等について(通知)と題する文書に、懲戒処分請求の勧告状に対し調査した結果、非違事案は認められないと処断された事実認定に関する調査記録文書」について、実施機関に対して行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成16年9月27日、実施機関は、本件請求文書について、文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるので、条例第10条に該当することを理由に、本件請求文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する趣旨の不開示の決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。
- 3 平成16年10月12日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成16年12月27日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消し、本件請求文書の開示を求めるというもので

ある。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が不服申立書及び意見書の中で述べている不服申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、懲戒処分請求の勧告状に対し調査した結果、非違は認められないとしているが、これに至った客観的な根拠が何であるのか明確に顕示すべきである。
- (2) 不開示決定通知書には、条例第10条に該当と指摘されているだけで何を指定したものであるのか全く不明で、情報公開法第5条1項1号のただし書の規定に反し、不適法であり、適正な開示を求める。

## 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の本件不開示決定の理由説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求書の「同月〇〇日受取る。」という記載から、開示請求者本人に関する個人情報の開示を求める内容と認められる。同請求書から、特定の個人が実施機関に対して勧告状を出したこと、さらには、勧告状への回答を受け取ったという事実が認められる。この事実の有無は、条例第7条第2号に規定された個人に関する情報であるうえ、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

条例は、本人からの開示請求であるか否かについて特段の規定を設けていない。したがって、開示・不開示の判断に当たっては、本人請求である場合を含め開示請求者が誰であるかは考慮されるべきものでなく、第三者からの開示請求と同様に、何人に対しても等しく取り扱うこととなる。

- 2 本件請求文書の有無を回答することは、苦情申出等への適切な対応を困難にし、ひいては実施機関への苦情申出制度そのものを形骸化させるなどの支障を発生させるおそれがある。本件請求文書の有無の回答で明らかになる情報は、条例第7条第2号の個人情報であると同時に、実施機関の事務、事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報と認められることから同条第6号に該当する。

よって、条例第10条の規定に基づき本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明の内容などを踏

まえ、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のよう  
に判断する。

1 本件請求文書について

本件請求文書は、特定の警察職員の懲戒処分を求める文書の提出を受け  
た実施機関が、当該職員の非違行為の有無に関する調査を実施した際の調  
査内容を取りまとめたとされる文書である。

2 条例第10条該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在  
しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき  
は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求  
を拒否することができる」と規定している。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけ  
で、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文  
書の存在の有無にかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回  
答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求書によれば本件開示請求は、懲戒処分請求の勧告状を提出した  
開示請求者が、この勧告状に対して実施機関から受け取ったという文書に  
関係する調査記録文書の開示を求めたものであると認められる。

本件開示請求の内容はこのようなものであり、本件請求文書の存否を明  
らかにして開示・不開示を判断することは、実施機関が懲戒処分請求の勧  
告状を受けて調査を実施しているという事実、ひいては特定の個人が実施  
機関に勧告状を提出し、これに対する文書を受け取っているという事実が  
あるか否かを明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

そして、このような特定の個人が勧告状を提出している等という事実の  
有無は、それ自体が個人に関する情報であり、条例第7条第2号の不開示  
情報に該当することは明らかである。また、同号ただし書に掲げる情報に  
も該当しないと認められる。

以上のとおりであり、本件請求文書の存否を答えるだけで条例第7条第  
2号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求は、条例第1  
0条に該当すると認められる。

なお、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的の如  
何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に  
当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、  
開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の  
個人を識別できる個人に関する情報については、条例第7条第2号ただし

書に該当するものを除き、これを不開示とするのみで、本人から開示請求のあった場合について特段の規定を設けていないことから、また、請求者の本人確認の手続が定められていないことから、明らかと考えられる。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

#### 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年12月27日	・ 諮問（第131号）
平成17年 1月28日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成17年 2月23日	・ 異議申立人から、理由説明書に対する意見書を受理
平成18年 7月19日	・ 審議
平成18年 8月25日	・ 審議
平成18年 9月13日	・ 審議